

改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び 改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 の適用指針」の解説

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成17年12月27日に以下の会計基準等を公表した。

- 改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」

本稿では、これらの会計基準等の概要を紹介するとともに、平成18年2月7日に公布された法務省令第13号「会社計算規則」（以下「計算規則」という。）の関連箇所についても言及することとする。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II. 公表の経緯

平成13年に、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）及び新株予約権の制度を定める「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）（以下合わせて「平成13年改正商法」という。）が公布された。この平成13年改正商法には、自己株式の取得及び保有規制の見直し、並びに法定準備金の減少手続が含まれ、当該改正後は、自己株式の取引が増加し、会社の財政状態に与える影響が大きくなることが想定されたことなどから、自己株式に関する会計処理の全面的な見直し、並びに資本金及び法定準備金の減少により生じた剰余金及びそれらの処分の会計処理を定める必要が生じた。

そこで、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（平成14年2月21日公表）（以下「改正前基準」という。）及び企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」（平成14年2月21日公表）（以下「改正前適用指針第2号」という。）並びに企業会計基準適用指針第5号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（その2）」（平成14年9月25日公表）（以下「改正前適用指針第5号」という。）を公表した。

今般、自己株式の取得及び処分に関する手続の整備、株式の消却手続の整理、並びに剰余金の配当等における株主に対する会社財産の払戻行為に関する統一的な財源規制の創設を含む会社法（平成17年法律第86号）が平成17年7月26日に公布されたことなどに伴い、ASBJでは、改正前基準及び改正前適用指針第2号並びに改正前適用指針第5号について、所要の改正を行うために審議を行い、平成17年12月27日に、改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下「改正基準」という。）及び改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

の適用指針」（以下「改正適用指針」という。）を公表した。なお、改正適用指針には、改正前適用指針第 5 号について所要の改正を行ったものが含まれている。

III. 会社法及び他の会計基準等との主な関係

1 会社法との関係

改正基準及び改正適用指針では、自己株式の取得及び処分に関する手続の整備、株式の消却手続の整理、並びに剰余金の配当等における株主に対する会社財産の払戻行為に関する統一的な財源規制の創設を含む会社法が公布されたことに伴い、改正前基準及び改正前適用指針第 2 号に所要の改正を行っている。なお、改正適用指針には、改正前適用指針第 5 号について所要の改正を行ったものが含まれている。

2 株主資本等変動計算書会計基準との関係

改正基準及び改正適用指針では、改正前基準に含まれていた開示に関する定めの一部を削除した。これは、平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」が適用され、株主資本等変動計算書を作成するとき¹から、利益処分計算書（又は損失処理計算書）及び連結剰余金計算書が廃止され、また、当期末処分利益（又は当期末処理損失）の計算が損益計算書の末尾で表示されなくなること、発行済株式及び自己株式に関する注記が株主資本等変動計算書において記載されることによる。

3 純資産会計基準との関係

改正基準及び改正適用指針では、改正前基準及び改正前適用指針第 2 号に含まれていた資本の部の区分に関する定めを削除している。これは、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において、純資産の部の表示に関する事項が取り扱われていることによる。

4 企業結合・事業分離会計基準及びストック・オプション会計基準との関係

改正適用指針では、改正前適用指針第 2 号及び改正前適用指針第 5 号に含まれていた以下の処理に関わる定めを削除している。

- (1) 企業再編時における自己株式の処分及び抱合せ株式の消滅
- (2) 新株予約権の権利行使時における自己株式の処分

(1)については平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」、(2)については平成 17 年 12 月 27 日公

¹ 株主資本等変動計算書は、会社法施行日以後終了する連結会計年度及び事業年度から作成され、また、中間株主資本等変動計算書は、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間から作成されることとなる。

表の企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」において示されている。

また、改正適用指針では、会社法において自己株式の取得の対価及び配当財産が金銭以外の場合もあることが明らかにされたことから、新たにこれらの会計処理を取り扱っている。なお、配当財産が金銭以外の場合の会計処理について、改正適用指針では分配側の会計処理のみを取り扱っており、受取側の会計処理については平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」において示されている。

IV. 自己株式の会計処理及び表示

1 自己株式の取得及び保有

会社法では、自己株式の取得が可能な場合が網羅的に規定されている（会社法第 155 条）²。このうち、株主との合意による場合については、株主総会の決議によって以下の事項を定めることにより、自己株式の取得ができることとされた（会社法第 156 条）。

- ・取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。）の内容及びその総額
- ・株式を取得することができる期間（ただし、1 年を超えることができない。）

改正基準では、取得の方法によって会計処理を区別する理由はないと考え、すべての自己株式の取得に同様の会計処理を適用することが適切であるとしている。

自己株式については、かねてより資産として扱う考えと資本の控除として扱う考えがあった。資産として扱う考えは、自己株式を取得したのみでは株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性のある会社財産とみられることを主な論拠とする。一方、資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。

以前は、商法が「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」により自己株式を貸借対照表の資産の部に記載すべきと定めていたため、実務的にはそれに従った処理が行われていた。一方、会計上は資本の控除とする考えが多く、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和 26 年 9 月 28 日 経済安定本部企業会計基準審議会中間報告）においては資本の控除とする考えが述べられており、改正前基準公表以前においても連結財務諸表では資本の控除とされていた。また、国際的な会計基準においても、一般的に資本の控除とされている。改正前基準では、これらを勘案し、資本の控除とすることが適切であるとされ、改正基準においても同様の考えによることとしている（計算規則第 47 条第 1 項及び第 108 条第 2 項）。

² 現行商法では、自己株式の取得が可能な場合についてのまとまった規定は設けられていない（現行商法第 210 条）。

2 自己株式の処分

会社法では、新株を発行する場合と自己株式を処分する場合の双方について、募集に応じて引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式を「募集株式」とし、また、双方の手続を「募集株式の発行等の手続」として、統一的に規定されている（会社法第 199 条）³。改正基準では、自己株式処分差額の基本的な会計処理と考えられる募集株式の発行等の手続による処分に関する会計処理を取り扱うこととしている⁴。

自己株式を募集株式の発行等の手続で処分する場合、自己株式の処分は株主との間の資本取引と考えられるので、自己株式の処分に伴う処分差額は損益計算書には計上せず、純資産の部の株主資本の項目を直接増減することが適切であるとして、自己株式処分差益はその他資本剰余金に計上し、自己株式処分差損についてはその他資本剰余金から減額することとしている。なお、改正前基準では、自己株式処分差損をその他資本剰余金から減額する場合、自己株式処分差益から構成される部分をまず減額し、減額しきれない場合は資本金及び資本準備金減少差益から構成される部分を減額することとしていた。しかしながら、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」⁵において、その他資本剰余金の内訳表示は要しないこととされたため、改正基準では単に「自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。」としている（計算規則第 50 条第 3 項、第 52 条第 3 項及び第 3 条）。

また、募集株式の発行等の手続による自己株式の処分については、対価の払込期日（払込期間を定めた場合には出資が履行された日をいう。以下同じ。）に認識することとし、払込期日前日までに受領した自己株式の処分の対価相当額については、当該処分の認識を行うまでは、純資産の部において株主資本の控除項目とされている自己株式の直後に、自己株式申込証拠金の科目をもって表示することとしている。なお、改正前適用指針第 2 号では、自己株式申込証拠金は、自己株式の直前に表示することとしていたが、改正適用指針では、新株式申込証拠金の表示箇所との整合性を考慮し、自己株式の直後に表示することとした（計算規則第 108 条第 2 項）。

³ 現行商法では、自己株式の処分の手続について、新株の発行の手続に関する規定の多くを準用している（現行商法第 211 条第 3 項）。

⁴ 企業再編時における自己株式の処分及び抱合せ株式の消滅については、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」、新株予約権の権利行使時における自己株式の処分については、企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」において示されている。

⁵ 企業会計基準第 5 号において、貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとしている。そして、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分するものとしている（計算規則第 108 条）。

3 自己株式の消却

会社法では、取締役会等による会社の意思決定をもって、保有する自己株式を消却することができる（会社法第 178 条）が、会計上は、消却の対象となった自己株式の帳簿価額を、資本剰余金から減額するか、利益剰余金から減額するかが問題となる。すなわち、自己株式の消却が払込資本の払戻しと同様の性格を有すると考えた場合は資本剰余金の額の減少となり、株主に対する会社財産の分配と考えた場合は利益剰余金の額の減少になる。

改正基準では、資本剰余金又は利益剰余金のいずれから減額するかは、会社の意思決定に委ねることとし、消却した場合に減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従い、消却手続が完了したときに会計処理することとしている（計算規則第 47 条第 3 項、第 50 条第 3 項、第 52 条第 3 項及び第 3 条⁶）。

4 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用

自己株式の取得、処分及び消却時の付随費用（取得のための手数料、消却のための手数料、処分時に募集株式の発行等の手続を行うための費用等）は、損益計算書に計上する考えと、取得に要した費用は取得価額に含め、処分及び消却に要した費用は自己株式処分差額等の調整とする考えがある。

これまで新株発行費用は資本の部から減額しておらず、その処理との整合性から、自己株式の取得、処分及び消却時の付随費用は、損益取引とすることとし、損益計算書の営業外費用に計上することとしている。

なお、新株発行費用（株式交付費）については、計算規則において、資本金等増加限度額（計算規則第 36 条第 1 項）から控除することが可能と規定され（例えば計算規則第 37 条）、また、ASBJ と国際会計基準審議会（IASB）で行われている会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの検討項目となっている。したがって、自己株式の取得等に関わる付随費用の会計処理についても、共同プロジェクトの検討結果を踏まえ、再検討することになると思われる。

V. 資本金及び準備金の額の減少の会計処理

1 資本金及び準備金の額の減少によって生ずる剰余金

会社法では、株主総会の決議及び債権者保護手続を経て、減少の効力が生ずる日における資本金の額を上限とする資本金の額の減少が可能となった（会社法第 447 条及び第 449

⁶ 計算規則第 47 条第 3 項において、減額の対象としてその他資本剰余金のみが明示されているが、計算規則第 50 条第 3 項および第 52 条第 3 項の規定により、その他利益剰余金を減額することも可能である。

条)。また、準備金の額の減少についても同様の定めがある(会社法第 448 条及び第 449 条)。

資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、いずれも減額前の資本金及び資本準備金の持っていた会計上の性格が変わるわけではなく、資本性の剰余金の性格を有すると考えられる。よって、それらは資本剰余金であることを明確にした科目に表示することが適切と思われ、減少の法的手続が完了したときに、その他資本剰余金に計上することとしている(計算規則第 50 条第 1 項)。また、利益準備金はもともと留保利益を原資とするものであり、利益性の剰余金の性格を有するため、利益準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)の増額項目とすることとしている(計算規則第 52 条第 1 項)。

2 資本剰余金と利益剰余金の混同の禁止

従来、資本性の剰余金と利益性の剰余金は、払込資本と払込資本を利用して得られた成果を区分する考えから、原則的に混同しないようにされてきた。平成 13 年改正商法において、資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金が配当可能限度額に含められることとなったが、この資本性の剰余金を利益性の剰余金へ振り替えることの可否についての定めはなかった。また、会社法においても、資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金は分配可能額に含まれることとなる。ここで、資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金を利益性の剰余金へ振り替えることを無制限に認めると、払込資本と払込資本を利用して得られた成果を区分することが困難になり、また、資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金をその他資本剰余金に区分する意味がなくなる。したがって、改正基準では、平成 13 年改正商法及び会社法における配当に関する定めは、資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止する企業会計の原則を変えるものではないと考えられ、資本剰余金と利益剰余金を混同してはならないとしている。

また、会社法では、剰余金の額を減少させて、準備金の額を増加させることができることとされたが、これも資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止する企業会計の原則を変えるものではなく、減少させる剰余金と同一区分の準備金の額を増加させることが適切であるとしている(計算規則第 49 条第 1 項及び第 51 条第 1 項)。

VI. 対価が金銭以外の場合における自己株式の取得原価

改正適用指針では、会社法において自己株式の取得の対価が金銭以外の場合もあることが明らかにされたことから(会社法第 156 条第 1 項第 2 号)、新たに当該会計処理が取り扱われている⁷。

⁷ 自己株式の取得の認識時点については、対価が金銭の場合は対価を支払うべき日に認識し、対価が金銭以外の場合は、交換の処理に準じて、対価が引き渡された日に認識することとしている。

1 企業集団内の企業から自己株式を取得する場合

企業集団内の企業（同一の企業（又は個人）により最終的に支配され（取引当事者が最終的な支配企業である場合を含む。））、かつ、その支配が一時的でない企業）⁸から、金銭以外の財産を対価として自己株式を取得する場合、当該自己株式の取得原価は、移転された資産及び負債の適正な帳簿価額により算定することとしている。

企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」では、共通支配下の取引により企業集団内を移転する資産及び負債は、原則として、移転前に付された適正な帳簿価額により計上するとされている。当該定めは企業又はある企業を構成する事業の移転を前提としたものであるが、当該定めについて「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」では、共通支配下の取引を企業集団内における純資産等の移転取引としての内部取引と考えたため、連結財務諸表と同様に、個別財務諸表の作成にあたっては、基本的には、企業結合の前後で当該純資産等の帳簿価額が相違することにならないようにするための定めである旨の説明がなされている。また、「企業結合に係る会計基準」では、移転された資産及び負債の対価として取得した株式の取得原価は、当該資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定することとされている。このため、改正適用指針では、企業集団内の企業から金銭以外の財産を対価として、自己株式を取得する場合についても、共通支配下の取引に準じて、当該自己株式の取得原価は、移転された資産及び負債の適正な帳簿価額により算定することが適切であるとしている。

2 他の種類の自社の株式を交付する場合

自社の他の種類の株式を交付して自己株式を取得する場合の当該自己株式の取得原価は、他の種類の新株を発行する場合はゼロ、他の種類の自己株式を処分する場合は処分した自己株式の帳簿価額とすることとしている。

これは、当該取引の実態は、純資産の部の株主資本内の移動であって、新たな払込みの事実がなく、払込資本を増加させる必要はないとの考えによるものであるが、一方で、取得の対価として交付した自社の株式が新株であれ自己株式であれ、自己株式の取得原価は同額になるべきであるから、対価として交付した自社の株式の時価を基礎として算定する方法を採用すべきであるという考え方もある。

しかしながら、自己株式の取得の対価として自社の株式を交付した場合、その対価の算定基礎が交付した自社の株式の時価であれ帳簿価額であれ、純資産の部の株主資本の合計

⁸ この場合における企業集団内の企業については、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の定めに基づいて取り扱うこととし、支配の判定は、日本公認会計士協会 監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」に準じて行うこととされている。

は変わらず、また、損益も生じない。このため、自己株式の取得原価は、資産の取得原価と異なり、取得の対価によりその金額が異なっても、その後の損益に影響はなく、不適切とはいえないことなどを理由に、改正適用指針では上述の会計処理が適切であるとしている。

3 その他の場合

自己株式の取得原価は、取得の対価となる財（金銭以外の財産）の時価と取得した自己株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定することとし、自己株式の取得原価と取得の対価となる財の帳簿価額との差額は、取得の対価となる財の種類等に応じた表示区分の損益に計上することとしている（「Ⅶ 現物配当を行う会社（分配側）の会計処理」参照）。

なお、例えば、自己株式に市場価格がある場合には、一般的に当該価格を用いて自己株式の取得原価を算定することとし、また、取得の対価となる財及び取得した自己株式に市場価格がないこと等により公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合には、移転された資産及び負債の適正な帳簿価額により自己株式の取得原価を算定することとしている。

Ⅶ. 現物配当を行う会社（分配側）の会計処理

改正適用指針では、会社法において配当財産が金銭以外の場合もあることが明らかにされたことから（会社法第 454 条）⁹、新たに当該会計処理が取り扱われている。

「Ⅵ 対価が金銭以外の場合における自己株式の取得原価」で述べたとおり、改正適用指針では、自己株式の取得の対価が金銭以外の財産となる場合の会計処理を示しているが、当該取引は、自己株式の取得（株主資本の減少）と現物資産の減少（資産の減少）であり、現物配当も同様の経済効果を有する¹⁰。したがって、両者の会計処理の整合性を図るよう現物配当を行う会社の会計処理を示している。

一般に、金銭以外の財産をもって会社を清算した場合、投資の回収の結果を示すよう分配前に清算損益を計上することが適切である。このため、金銭以外の財産をもって配当した場合や金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合も同様に、原則として、分配前に損益を計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することが適切であると考えられる。これは、株主との取引であっても、通常、時価を基礎として当該取引が行われているものと考えられることとも整合的である。

したがって、改正適用指針では、配当財産が金銭以外の財産である場合、配当の効力発生

⁹ 現物配当が可能かどうかについては、学説上の争いがあると言われている（例えば、江頭憲治郎著「株式会社・有限会社法[第4版]」（有斐閣）p555 参照）。

¹⁰ 現物配当は、自己株式の取得の対価が金銭以外の財産となる場合と同様の経済効果を有することから、自己株式等の会計処理を定める改正適用指針において取り扱われている。

日（会社法第 454 条第 1 項第 3 号）における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することとしている。また、減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととしている。

しかしながら、次の場合には、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することとしている。

- (1) 分割型の会社分割（按分型）
- (2) 保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合
- (3) 企業集団内の企業へ配当する場合
- (4) 市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合

事業分離日に生じた分割承継会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合（分割型の会社分割（按分型））には、従来、人的分割と言われていたように、分割会社自体が単に分かれただけであるという見方が一般的であり、また、事業分離日ではなくても、保有している子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合も同様の見方が可能であることから、損益を計上しないことが適切であると考えられている。さらに、企業集団内の企業へ配当する場合には、企業結合における共通支配下の取引に準じて、また、市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合にも、損益を計上しないことが適切であると考えられている。したがって、改正適用指針では、国際的な調和も勘案し、このような場合には、配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額し、損益を計上しないものとしている。

VIII. 適用時期

改正基準及び改正適用指針は、会社法の定めが適用される処理に関して適用することとし、改正基準及び改正適用指針の適用前の処理については、改正前基準並びに改正前適用指針第 2 号及び改正前適用指針第 5 号の定めによることとしている。また、改正適用指針の適用により、改正前適用指針第 5 号は廃止することとしている。

以 上

企業会計基準委員会
研究員 石川 和正